

9/10.16.

印 員 役	所 課	番 號
會員諸君の娛樂に供せんが爲め本會は寄附を受けたる物品其他を時々公平なる抽籤にて分配致します 當選番号は會報にて發表致しますから此券は大切に保存して置いて下さい	場 工 掛	第
	名 姓	號

# 向上會抽籤券

貴下... 益... 紀念... 思想... 普...  
 新... 紀念... 思想... 普...  
 恐人... 手... 津... 報... 稿...  
 65  
 67  
 薙川

## 向上會大被支部

我等は愛國の精神に基き理想的勞働組合を組織し以て勞働問題の根本的解決を圖り併せて自治的精神の開發品性の陶冶及技術の進歩を促し我國產業界に貢獻せんことを期す

### 向上會大被支部規約

- 第一條 總 則
- 第一條 當支部ハ陸軍被服製造ニ従事スルモノ及之レニ經驗ヲ有スル勞働者ヲ以テ組織スルモノトス
- 第二條 當支部ヲ向上會大被支部ト稱ス
- 第三條 當支部ハ綱領ニ基キ常ニ本部及支部ノ連絡ヲ保チ一致ノ行動ヲナスモノトス
- 第四條 本規約ハ支部總會ノ決議ト本部評議會ノ協賛ヲ經ル

### 第一、款 目的及事業

- 第五條 當支部ハ會員相互ノ意旨ノ疎通ヲ計リ一致團結穩健ナル思想ノ下ニ福利ノ増進ヲ計ルト共ニ極力生産能率ヲ増進シ以テ國家的事業ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本部機關ヲ利用シ左ノ事業ノ必要ニ應ジ行フ
- 共 濟、職業紹介、出版、講演、購買組合

### 第二、款 組 織

- 第七條 當支部會員ハ綱領及規約ニ賛同シ入會シタル會員ヲ以テ組織ス
- 第八條 當支部ニ左ノ役員ヲ設ク
- 支部長 一名 理事會ニ於テ互選ス

### 第廿一條

當支部會員ニシテ當支部ノ名譽ヲ毀損シ又ハ會員タル義務ヲ怠ルモノハ評議會ノ決議ヲ經テ支部長之ヲ處分ス

當支部ニ對シテ特ニ功勞アリタルモノハ評議會ノ決議ヲ經テ支部長之ヲ表彰ス

### 細 則

- 第一條 本細則ハ當支部規約ノ施行ニ關シ其名目ヲ定ムルモノトス
- 第二條 規約第五條ノ目的ヲ達スル爲メ毎年貳回總會ヲ開ク
- 第三條 入會金ハ金貳拾錢トス
- 第四條 會員ハ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ提出スルモノトス但シ既納會費ハ如何ナル事由ニヨリ脱會スルモノ一切返戻セズ
- 第五條 收入金ハ當支部評議會ノ承認シタル銀行若シクハ郵便局ニ支部長ノ名ヲ以テ預入スルモノトス
- 第六條 金品及之レニ代ルヘキ證券ハ監査ニ於テ確實ニ保管スヘシ
- 第七條 主要ナル支出ニ關シテハ當支部評議會ノ決議ニ據ル

### 入 會 申 込 書

(取扱者)

- 一、所屬課所 係工場名
- 一、現住所
- 一、姓名
- 貴會ノ綱領規約ニ賛同シ入會候也

大阪市東區黒門町

向上會大被支部御中